

タクシー事業を巡る国土交通省の対応状況について

- (1) 国土交通省交通政策審議会「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討ワーキンググループ」において、平成20年7月3日に「タクシー問題についての現時点での考え方」として国土交通省の考え方が公表され、その中で、供給過剰に対する具体策の例として参入・増車要件の引き上げ等の考え方が示されたところ。

「タクシー問題についての現時点での考え方」(抄)

1. 対策

2. 供給過剰への対策

【考えられる具体策の例】

- 緊急調整地域制度等特定地域の指定及び指定基準の合理化
- 特定地域に次のような特例措置を導入
 - イ) 参入・増車の要件の引き上げ
 - ロ) 参入・増車の手続きの一層の厳格化
 - ハ) 監査の強化、効果的な実施
 - ニ) 行政処分の加重
- 特定地域において各種の措置を効果的に実施するための総合的計画制度の導入など

国土交通省によれば、具体的な制度の在り方については、今後、交通政策審議会において審議を行い、年末に最終答申をまとめたうえで、必要な場合には道路運送法改正等の措置を講じることになるが、当面の方策として、一層の供給過剰が生じることを防止するため、下記(2)(3)の措置を実施。

(2) 道路運送法に基づく緊急調整地域の指定期間延長に向けた手続を開始(対象：宮城県仙台市)

新規参入や増車を禁止する緊急調整地域として指定されている仙台市の指定期間を、平成23年1月まで延長することについて、運輸審議会に諮問したところ。

(3) 自動車交通局長通達の改正により、平成20年7月11日に以下の措置等を実施。

「特別監視地域」の拡大 (対象：67地域、537地域(全国=644地域))

増車実施後に監査を実施

「特定特別監視地域」の拡大と供給過剰対策等の強化(対象：6地域、東京・大阪含む109地域)

- ・ 増車60日前に増車の届出
- ・ 新規参入時/増車時に、「労働条件等に関する計画」を提出
- ・ 実働率が一定数値を下回る等の状況がある場合、増車見合わせ勧告、減車勧告等を実施
- ・ 新規参入時の最低車両数を引き上げ

(現行20台、政令市40台、人口30万人以上都市30台)